

奈良市公報

第 2 3 3 号

平成20年 6月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則	
○奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…	1
告 示	
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	2
○自動車臨時運行許可番号の失効……………	2
○国土調査の実施……………	3
○放置自転車等の保管……………	3
○住居番号の設定……………	4
○開発行為に関する工事の完了……………	4
○放置自転車等の保管（2件）……………	4
○予防接種の実施の一部改正……………	4
○開発行為に関する工事の完了……………	4
○放置自転車等の保管……………	5
○奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示……………	5
○奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………	6
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	6
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	7
○新設の事業計画のある道路の指定……………	7
○放置自転車等の保管……………	7
○放置自転車等の処分……………	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	8
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………	8
○道路の区域決定……………	8
○道路の供用開始……………	9
○開発行為に関する工事の完了……………	9
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退……………	9
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定……………	9
○奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理要綱の一部を改正する告示……………	9
○放置自転車等の保管……………	10
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	10
○一般競争入札の実施……………	10
○放置自転車等の保管……………	11
訓 令 甲	
○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令……………	11

監 査

- 監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知……………11
- 包括外部監査の意見に対する措置を講じた旨の通知…12

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………13

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………14

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………14
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………14

規 則

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第46号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則（奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号ア中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号キをクとし、同号カ中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号カをキとし、同号オ中「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号オをカとし、同号エ中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号エをオとし、同号ウ中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号ウをエとし、同号イ中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同号イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第16条第1項及び第17条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた者の地位承継の承認に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成20年 5月14日揭示済）

告 示

奈良市告示第269号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年5月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年5月1日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
山陵第2幹線-91	奈良市山陵町418	奈良市山陵町295-2
敷島幹線-119	奈良市秋篠新町249-7	奈良市秋篠新町248-2
あやめ池南幹線-461	奈良市学園南一丁目963-17	奈良市学園南一丁目1053-22
三条幹線-51	奈良市三条栄町193-2	奈良市三条栄町198-7
紀寺幹線-33	奈良市中辻町32-1	奈良市中辻町32-1
横井幹線-152	奈良市古市町1846-3	奈良市古市町2037-2
明治幹線-239	奈良市南京終町666-5	奈良市南京終町665-2
明治幹線-240	奈良市南京終町665-2	奈良市南京終町663-1
明治幹線-241	奈良市南京終町630-1	奈良市南京終町630-1
東九条幹線-152	奈良市東九条町545-1	奈良市東九条町545-1

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年5月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市山陵町、秋篠新町、学園南一丁目、三条栄町、中辻町、古市町、南京終町及び東九条町の各一部

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年5月1日揭示済)

奈良市告示第270号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示します。
平成20年5月1日

奈良市長 藤原 昭

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2172	平成20年5月1日	奈良市佐保台西町24-101 富田 哲義	平成14年4月22日
奈良 2165	平成20年5月1日	大和郡山市井戸野町344-1 徳本産業	平成14年5月9日
奈良 2164	平成20年5月1日	奈良市敷島町二丁目493-4 西野 要人	平成14年5月13日
奈良 2174	平成20年5月1日	奈良市北之庄西町1-7-9 田村 洋一郎	平成14年5月14日
奈良 2208	平成20年5月1日	奈良市平松五丁目21番12-206号 平井 浩二	平成14年6月19日
奈良 2220	平成20年5月1日	奈良市東九条町1447-4 507 末原 由美	平成14年9月25日
奈良 2221	平成20年5月1日	奈良市柏木町260-8 岡田 賢幸	平成14年10月7日
奈良 2239	平成20年5月1日	奈良市西木辻町34-1 仲川 文男	平成14年10月28日
奈良 2211	平成20年5月1日	奈良市七条西町一丁目51-13 河野 新治	平成14年11月26日
奈良 2230	平成20年5月1日	京都市左京区岩倉長谷町119-3 松川 泰典	平成14年11月27日
奈良 2191	平成20年5月1日	奈良市佐紀町3409-7 山中 英延	平成15年1月27日
奈良 2227	平成20年5月1日	大和郡山市新町255の2 廣岡 まり子	平成15年4月11日
奈良 2225	平成20年5月1日	生駒市桜ヶ丘3-1 宮武 浩二	平成15年5月26日
奈良 2215	平成20年5月1日	大和高田市昭和町8-13-513 鈴木 篤志	平成15年6月17日
奈良 2154	平成20年5月1日	奈良市神功一丁目6 17-304 宮本 耕司	平成16年1月19日
奈良 2122	平成20年5月1日	奈良市杏町568-1 渡辺 武志	平成16年3月31日
奈良 2209	平成20年5月1日	奈良市左京三丁目23-15 遠藤 貴裕	平成16年3月9日
奈良 2118	平成20年5月1日	奈良市東向中町26 横田 雅史	平成16年4月26日
奈良 2205	平成20年5月1日	奈良市窪之庄町686-7 市木 省三	平成16年4月26日
奈良 2264	平成20年5月1日	奈良市六条西三丁目1-2 澤村 和男	平成16年6月7日
奈良 2284	平成20年5月1日	奈良市鳥見町四丁目4-3 24-205 河村 宗昭	平成16年6月10日
奈良 2237	平成20年5月1日	奈良市学園中町三丁目1322-7 境野 肇	平成16年6月30日
奈良 2269	平成20年5月1日	奈良市四条大路一丁目9-2-202 茂木 久美子	平成16年6月30日
奈良 2248	平成20年5月1日	奈良市杏町56-4 岡本 明洋	平成16年10月22日
奈良 2213	平成20年5月1日	奈良市七条町84-1-213 林田 圭史	平成16年11月10日

奈良 2202	平成20年5月1日	奈良市西ノ京町175 奥 孝男	平成16年11月29日
奈良 2289	平成20年5月1日	天理市石上町400 長田 将治	平成17年1月11日
奈良 2321	平成20年5月1日	奈良市法蓮町1987-5 金田 炳浩	平成19年4月1日
奈良 2286	平成20年5月1日	奈良市敷島町一丁目566-71 馬場 俊介	平成17年5月6日
奈良 2212	平成20年5月1日	奈良市佐保台西町71 松岡 伊佐雄	平成17年5月30日
奈良 2279	平成20年5月1日	奈良市百楽園二丁目3-6 岩名 伸弥	平成17年9月26日
奈良 2280	平成20年5月1日	生駒市小明町1130-3-615 竹中 直二	平成17年11月7日
奈良 2335	平成20年5月1日	奈良市中登美ヶ丘一丁目4162-1 E32-506 澤田 英明	平成17年11月18日
奈良 2247	平成20年5月1日	大和郡山市城町1681-120 岩本 勇輝	平成18年1月12日
奈良 2222	平成20年5月1日	奈良市中山町1265-201 立川 浩之	平成18年2月17日
奈良 2268	平成20年5月1日	奈良市法華寺町479-2 尾野 英樹	平成18年2月22日
奈良 2204	平成20年5月1日	奈良市山町143-3 神田 正人	平成18年3月1日
奈良 2258	平成20年5月1日	奈良市法華寺町1418-1 久保田 常一	平成18年3月3日
奈良 2219	平成20年5月1日	大和郡山市九条町97-1 米村 宏司	平成18年3月28日
奈良 2273	平成20年5月1日	奈良市北之庄西町二丁目6-1 森下 克久	平成18年4月3日
奈良 2293	平成20年5月1日	奈良市六条西二丁目6-1-2 木下 順一	平成18年7月28日
奈良 2238	平成20年5月1日	奈良市藤ノ木台二丁目22-4 中村 太一	平成18年8月7日
奈良 2297	平成20年5月1日	奈良市月ヶ瀬長引20 佐藤 良行	平成19年1月19日
奈良 2236	平成20年5月1日	奈良市中ノ川町405-3 新宅 郁	平成19年3月8日
奈良 2291	平成20年5月1日	木津川市梅美台7-3-5 澤田 英明	平成19年3月30日
奈良 2262	平成20年5月1日	奈良市北登美ヶ丘一丁目10-28 渡辺 聡	平成17年2月1日
奈良 2253	平成20年5月1日	奈良市疋田町一丁目27-1 深田 倫史	平成18年3月22日
奈良 2187	平成20年5月1日	奈良市六条西三丁目20-5-1 牧山 敬洙	平成18年8月28日
奈良 2265	平成20年5月1日	奈良市あやめ池南三丁目37-103 和田 年生	平成18年9月8日
奈良 2334	平成20年5月1日	奈良市横井町二丁目282-1 吉田 輝雄	平成19年4月5日
奈良 2254	平成20年5月1日	奈良市六条西六丁目11-6 松下 義行	平成19年4月20日
奈良 2336	平成20年5月1日	平群町椿台3-11-7 中村 和子	平成19年12月7日
奈良 2252	平成20年5月1日	奈良市西九条町二丁目3-1 田中 信次	平成19年12月18日

(平成20年5月1日揭示済)

奈良市告示第271号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成20年5月1日

奈良市長 藤原 昭

- 事業計画が公示された年月日
平成20年4月25日（平成20年奈良県告示第48号）
- 調査を実施する者の名称
奈良市
- 調査地域
奈良市小倉町の一部の地域
- 調査期間
平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
(平成20年5月1日揭示済)

奈良市告示第272号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月1日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年5月1日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内

は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年5月1日揭示済)

奈良市告示第273号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年5月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年5月2日揭示済)

奈良市告示第274号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年5月2日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年6月12日 奈良市指令都整開 第07A-9号
平成20年4月1日 奈良市指令都整開 第07A-9-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年5月2日 第1111号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘六丁目8番地の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南京終町二丁目269番地
奈良トヨペット株式会社
代表取締役 菊池武之祐

(平成20年5月2日揭示済)

奈良市告示第275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月2日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年5月2日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年5月2日揭示済)

奈良市告示第276号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月7日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年5月7日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年5月7日揭示済)

奈良市告示第277号

平成20年奈良市告示第221号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成20年5月8日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年5月8日揭示済)

奈良市告示第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年5月8日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年11月5日 奈良市指令都整開 第07A-30号
平成20年4月18日 奈良市指令都整開 第07A-30-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年5月8日 第1112号
(2) 公共施設 平成20年5月8日 第486号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町1409番地の46、1560番地の2、1562番地の2、1563番地の一部、1587番地の6の一部、1588番地の1の一部、1588番地の8、1590番地の1、1590番地の2、1590番地の3、1590番地の4、1590番地の5、1590番地の6の一部、1590番地の7の一部、1591番地の1の一部、1591番地の4の一部、1592番地の1、1592番地の6の一部、1593番地の1、1596番地の1、1596番地の2、

1596番地の3、1596番地の4、1596番地の6、1597番地の1、1599番地の4、1599番地の7、1600番地の2、1601番地の2、1601番地の4、1601番地の5、1601番地の6、1602番地の1の一部、1603番地の2、1606番地の13、1606番地の14、2108番地、2109番地、2110番地の一部、2111番地の一部、2123番地の1の一部、2131番地、2133番地の一部、2134番地の1、2137番地の1の一部、2137番地の4、2576番地の一部及び2585番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目1番63号

三和住宅 株式会社

代表取締役 小林 茂樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町1560番地の2、1562番地の2、1563番地の一部、1588番地の1の一部、1588番地の8の一部、1590番地の1の一部、1590番地の2の一部、1590番地の3の一部、1590番地の4の一部、1590番地の5の一部、1590番地の6の一部、1591番地の1の一部、1592番地の1の一部、1592番地の6の一部、1593番地の1の一部、1596番地の1の一部、1596番地の2の一部、1596番地の4の一部、1597番地の1の一部、1599番地の4、1599番地の7、1600番地の2、1601番地の2の一部、1601番地の4の一部、1601番地の5、1601番地の6、1602番地の1の一部、1603番地の2の一部、1606番地の13の一部、2108番地の一部、2109番地の一部、2110番地の一部、2111番地の一部、2123番地の1の一部、2131番地の一部、2133番地の一部、2134番地の1の一部、2137番地の1の一部、2576番地の一部及び2585番地の一部

(2) 下水道

奈良市押熊町1588番地の1の一部、1588番地の8の一部、1590番地の1の一部、1590番地の2の一部、1590番地の3の一部、1590番地の4の一部、1590番地の5の一部、1591番地の1の一部、1592番地の1の一部、1592番地の6の一部、1593番地の1の一部、1596番地の1の一部、1596番地の2の一部、1596番地の4の一部、1597番地の1の一部、1601番地の2の一部、1601番地の4の一部、1601番地の5の一部、1601番地の6の一部、1602番地の1の一部、1603番地の2の一部、1606番地の13の一部、2108番地の一部、2109番地の一部、2110番地の一部、2111番地の一部、2123番地の1の一部、2131番地の一部、2133番地の一部、2134番地の1の一部、2576番地の一部及び2585番地の一部

別記第1号様式中

希望する種類とサイズ

1 紙おむつフラットタイプ 【月120枚】

※ おむつカバー 希望する(S・M・L・LL)・希望しない【年3枚】

2 紙おむつテープ式パンツタイプ (S・M・L) 【月60枚】

3 紙おむつリハビリパンツタイプ (S・M・L) 【月30枚】

4 尿取りパット 【月240枚】

を

(3) 公園

奈良市押熊町2123番地の1の一部

(4) 防火水槽

奈良市押熊町2110番地、2131番地及び2133番地の各一部

(5) 調整池

奈良市押熊町2134番地の1の一部、2137番地の1の一部、2137番地の4及び2576番地の一部

(平成20年5月8日揭示済)

奈良市告示第279号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月8日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年5月8日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年5月8日揭示済)

奈良市告示第280号

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年5月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱(平成12年奈良市告示第137号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号を次のように改める。

(1) 紙おむつ	フラットタイプ	120枚
(2) 紙おむつ	テープ式パンツタイプ	60枚
(3) 紙おむつ	リハビリパンツタイプ	30枚
(4) 尿とりパット	レギュラータイプ	240枚
(5) 尿とりパット	ワイドタイプ	120枚
(6) 尿とりパット	レギュラータイプ	180枚
	ワイドタイプ	30枚

希望する種類とサイズ（1ヶ月につき、いずれか1種類）

- 1 紙おむつ フラットタイプ 【月120枚】
※おむつカバー【年3枚】 希望する（S・M・L・LL） 希望しない
- 2 紙おむつ テープ式パンツタイプ 【月60枚】（S・M・L）
- 3 紙おむつ リハビリパンツタイプ 【月30枚】（S・M・L）
- 4 尿取りパット レギュラータイプ 【月240枚】
- 5 尿取りパット ワイドタイプ 【月120枚】
- 6 尿取りパット レギュラータイプ 【月180枚】 +ワイドタイプ【月30枚】

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年5月9日から施行する。
- 2 この告示による改正後の奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の規定は、平成20年5月分以後の紙おむつ等の支給について適用し、同年4月分までの紙おむつ等の支給については、なお従前の例による。
(平成20年5月9日揭示済)

奈良市告示第281号

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年5月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱（平成2年奈良市告示第243号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（申込者用）中

指示事項

- 1. 利用の日などは、次の実施理美容所と調整してください。
実施理美容所名
氏 名
電 話
- 2. 利用にあたっては、次の事項を守ってください。
(1) 理美容サービスの利用にあたっては必ず付き添い、協力してください。
(2) 利用者が病気その他の理由で理美容サービスを受けることができなくなったときは、直ちにその旨を実施理美容所に連絡してください。
(3) 理美容サービスの実施に必要な光熱水費等は、利用者宅で準備してください。
(4) 利用日は、月曜日のみとなります。
(5) 年末は第2月曜日まで、年始は第2週日以降となります。
(6) 利用料は、1人1回あたり、2,000円となりますので実施理美容所に支払ってください。

を

指示事項

- 1. 訪問理美容サービスの実施理美容所は、次のとおりです。
実施理美容所名
氏 名
電 話
- 2. 利用にあたっては、次の事項を守ってください。
(1) 理美容サービスの利用にあたっては必ず付き添い、協力してください。
(2) 利用の日などは、実施理美容所に連絡し、調整してください。
(3) 利用者が病気その他の理由で理美容サービスを受けることができなくなったときは、直ちにその旨を実施理美容所に連絡してください。
(4) 理美容サービスの実施に必要な光熱水費等は、利用者宅で準備してください。
(5) 利用料は、1人1回あたり、2,000円となりますので、実施理美容所に支払ってください。

に

改める。

附 則

この告示は、平成20年5月9日から施行し、この告示による改正後の奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。
(平成20年5月9日揭示済)

奈良市告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年5月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人やなせ皮膚科医院	奈良市西大寺東町二丁目1-55丸和西大寺ビル5F	平成20年4月30日
医療法人森仁会森田内科循環器科クリニック	奈良市宝来三丁目16-2	平成20年5月7日
永谷耳鼻咽喉科	奈良市大宮町六丁目9-1新大宮ビル2F	平成20年3月31日
竹田医院	奈良市南城戸町21-2	平成20年3月28日

(平成20年5月9日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年5月9日

奈良市告示第283号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人やなせ皮膚科医院	奈良市西大寺東町二丁目1-55丸和西大寺ビル4階	平成20年5月1日
医療法人森仁会森田内科循環器科クリニック	奈良市宝来三丁目3-21	平成20年5月8日
医療法人祥風会 奈良みどりクリニック	奈良市東紀寺町一丁目11-5	平成20年4月11日
なかざわ耳鼻咽喉科医院	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成20年5年1日
にしむら歯科	奈良市宝来三丁目16-10ドルフⅢ1F	平成20年5年12日

(平成20年5月9日揭示済)

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年5月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年5月12日揭示済)

奈良市告示第284号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成20年5月12日

奈良市長 藤原 昭

1 指定年月日

平成20年5月12日

2 指定した道路の名称又は種類

(1) 都市計画道路3・4・104西大寺阪奈線

(2) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業による事業計画道路

3 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

(平成20年5月12日揭示済)

奈良市告示第285号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月12日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

奈良市告示第286号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成20年5月12日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成20年5月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成20年2月1日、同月4日、同月7日、同月8日、

同月12日から同月15日まで、同月18日、同月19日、同月25日及び同月26日

(平成20年5月12日揭示済)

奈良市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年5月13日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
にしむら歯科	奈良市宝来三丁目16-10 ドルフⅢ1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年5月12日 平成20年5月12日
西村 宜之	奈良県奈良市宝来三丁目16-10 ドルフⅢ1F		
平和会ホームヘルプステーションえがお	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	居宅 訪問介護	平成20年5月1日
医療法人 平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号		
医療法人祥風会奈良みどりクリニック	奈良市東紀寺町一丁目11-5	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成20年4月11日 平成20年4月11日 平成20年4月11日 平成20年4月11日 平成20年4月11日
医療法人祥風会	大阪府大阪市住吉区帝塚山東4丁目2番3号		
医療法人祥風会 奈良みどりクリニック	奈良市東紀寺町一丁目11-5	介護予防 訪問リハビリテーション	平成20年4月11日
医療法人祥風会	大阪府大阪市住吉区帝塚山東4丁目2番3号		
介護支援センター鹿野園	奈良市鹿野園町671-1	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成20年5月1日 平成20年5月1日 平成20年5月1日
株式会社イカリヤ	奈良県奈良市鹿野園町671-1		

(平成20年5月13日揭示済)

奈良市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年5月13日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ハートランドケア訪問看護ステーション紀寺	奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル1階	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成20年4月30日 平成20年4月30日
財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1		

(平成20年5月13日揭示済)

奈良市告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年5月13日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第2号線	西九条町二丁目 1番1地先から	東九条町 441番1地先まで	L = 267.5 W = 13.0
2	中部第1341号線	宝来町 957番地先から	菅原町 631番1地先まで	L = 334.0 W = 24.0

(平成20年5月13日揭示済)

奈良市告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成20年5月14日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年5月13日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第2号線	西九条町二丁目 1番1地先から	東九条町 441番1地先まで	L = 267.5 W = 13.0
2	中部第1341号線	宝来町 957番地先から	菅原町 631番1地先まで	L = 334.0 W = 24.0

(平成20年5月13日揭示済)

奈良市告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成20年5月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年2月12日 奈良市指令都整開 第07A-45号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年5月13日 第1113号
(2) 公共施設 平成20年5月13日 第487号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市恋の窪一丁目607番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町4丁目6番8
オーエスハウジング株式会社
代表取締役 大奥 英次
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市恋の窪一丁目607番地の1の一部
(2) 下水道
奈良市恋の窪一丁目607番地の1の一部
(平成20年5月13日揭示済)

奈良市告示第292号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、次のとおり告示します。

平成20年5月14日

奈良市長 藤原 昭

薬局名	所在地	辞退年月日
サン薬局 宝来店	奈良市宝来三丁目16-4	平成19年12月30日
薬局セブン ファーマシー 新大宮店	奈良市大宮町六丁目9-6 新大宮ハイッ1F	平成19年12月31日

(平成20年5月14日揭示済)

奈良市告示第293号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成20年3月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成20年5月14日

奈良市長 藤原 昭

薬局の名称	薬剤師	所在地
サン薬局 紀 寺店	前川 智宏	奈良市紀寺町675番地の1 サンリットフラッツ102号

(平成20年5月14日揭示済)

奈良市告示第294号

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年5月14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（平成14年奈良市告示第401号）の一部を次のように改正す

る。
第2条第3号中「(市民サービスコーナーを含む。)」を「、市民サービスセンター」に、「情報管理課」を「情報政策課」に改める。

第4条第2項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。

第9条の表中「情報管理課の」を「情報政策課の」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に、「市民サービスコーナーに勤務する市民課長補佐(以下「市民課長補佐」という。)」を「市民サービスセンター所長」に改める。

第12条第2項の表中「情報管理課長」を「情報政策課長」に、「市民課長補佐」を「市民サービスセンター所長」に改める。

第16条第2項中「市民課長補佐」を「市民サービスセンター所長」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。

附 則

この告示は、平成20年5月14日から施行する。
(平成20年5月14日掲示済)

奈良市告示第295号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年5月14日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年5月14日掲示済)

奈良市告示第296号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年5月14日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町1304番地の40	奈良市都祁白石町1304番地の45
代表者の氏名及び住所	山本 正俊 奈良市都祁白石町1304番地の40	木之下義彦 奈良市都祁白石町1304番地の45

- 2 変更の年月日
平成20年4月6日
(平成20年5月14日掲示済)

奈良市告示第297号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年5月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
道路修繕工事(奈良阪町)ほか29件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 場所
告示日から平成20年5月20日までは入札控室、同月21日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成20年5月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成20年5月21日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
 - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年5月15日揭示済)

奈良市告示第298号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年5月15日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年5月15日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第9号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年5月12日

奈良市長 藤原 昭

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令
奈良市専務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項保健福祉部長の部分に次の3号を加える。

- (44) 後期高齢者医療療養給付費負担金の支出負担行為の決定
- (45) 後期高齢者医療広域連合納付金の支出負担行為の決定
- (46) 後期高齢者医療健康診査委託料の支出負担行為の決定

第6条第1項環境清美工場長の部分の次に次のように加える。

観光企画課長

- (1) 観光宣伝印刷物の編集発行

附 則

この訓令は、平成20年5月12日から施行する。

(平成20年5月12日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年5月1日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中和田 守
同	幾 田 邦 夫
同	高 杉 美根子

保 護 課

監査結果公表日 平成18年6月23日（奈良市監査委員告示第9号）

措置結果通知日 平成20年4月21日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 世帯更生援護資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において36,621,653円となっている。今後とも一層の徴収努力を要望する。	(1) 奈良市世帯更生援護資金貸付規則につきましては、平成19年4月1日廃止 現在貸付額の償還は、一般会計の諸収入・貸付金元利収入で処理することになりましたが、未償還額につきましては、滞納者の実態調査を行い、文書・電話等により催告を行い、その回収にお一層の努力をして参ります。
(2) 産休等代替職員設置事業補助金において、補助金等交付申請書及び実績報告書に要綱で定められた書類の一部が提出されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。	(2) 産休代替職員設置事業補助金につきましては、平成19年4月1日廃止になりましたが、今後このような補助事業を行うときには、必要書類については、遺漏のないよう十分な確認を行って参ります。
(3) 郵便切手等の購入及び使用時に記載すべき奈良市文書取扱規程第27条第3項に規定の郵便発送簿兼切手類受払簿(第11号様式)への記載に不適切なものが見受けられた。規程に則った適正な事務執行をされたい。	(3) 現在は、郵便発送簿兼受払簿の記載につきましては、規則に則った適切な事務執行を行っており、今後も適切な事務処理を行って参ります。

農林課

監査結果公表日 平成19年6月29日(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成20年4月1日

[監査の結果]	[措置の内容]
奈良市4Hクラブ育成補助及びJAならけん奈良地区農業生産部会育成補助において、視察研修や部会の育成が主たる補助目的であり、補助対象経費の大部分を占めているにもかかわらず、実績報告書において十分な記載がされていなかった。 奈良市補助金等交付規則第15条に基づき、実績報告に係る書類等を審査されたい。	平成19年度の当該補助事業等実績報告書に、主たる補助目的である地域農業の担い手を対象とした交流事業や地域特産物の生産販売に創意工夫をした研修等について、活動内容や成果を具体的に記載させることにより、適正に執行されているかどうかを審査した。

教育総務課
 監査結果公表日 平成19年12月28日(奈良市監査委員告示第22号)
 措置結果通知日 平成20年3月28日

[監査の結果]	[措置の内容]
教育使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において1,618,550円であり、その内訳は全日制高等学校費使用料が67,200円、幼稚園費使用料が1,551,350円となっている。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。	全日制高等学校費使用料67,200円につきましては、平成20年2月29日に完納となり、幼稚園費使用料1,551,350円については、平成20年2月29日現在未済額が1,362,550円となっています。 今後とも、収入未済の解消に向け、文書催告、電話、訪問等による納入指導や臨戸徴収の強化を図ってまいります。

(平成20年5月1日掲示済)

奈良市監査委員告示第10号

包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成20年5月1日

奈良市監査委員 吉田 肇
 同 中和田 守
 同 幾田 邦夫
 同 高杉 美根子

奈市議第291号
平成20年4月18日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
 同 中和田 守 様
 同 幾田 邦夫 様
 同 高杉 美根子 様

奈良市議会議長 峠 宏明

包括外部監査の意見に対する措置状況について(通知)

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

政務調査費(議会事務局)

意見の要旨

①使途基準の厳格な運用

政務調査費の使途基準は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に明記されているが、使途基準の記載内容で解釈の分かれるところは、十分な取り決めを行い、その範囲内での支出を各会派が行うように十分に留意すべきである。

②旅費の精算方法について

交通費については、入手可能な領収書は必ず会計帳簿の裏づけとしておく必要がある。また、宿泊費や日当の金額は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に明記することが望ましい。

③支出状況の積極的な公開

他団体の議員の例を見習って、積極的に使途状況を公開することが望まれる。また、先進地視察で得られた成果については視察報告書だけに留まらずわかりやすくまとめた結果を広く公開すべきと考える。

⑤他団体での見直し状況を参考にすべき

他団体においては、政務調査費の運用に関して盛んに見直しが行われている。京都市会は、支出目的について1件5万円を超えた場合は、議員に領収書の提出を義務付ける方針を固めた。また、茨木市では、従来の収支報告にくわえ、会計帳簿と証拠書類（領収書など）を議長へ提出することを義務づける条例を制定し、これらの書類に対して適正に運用されているかを調査する権限を議長に付す条項も新たに加えられている。

これらの状況を参考にしつつ、より厳格に運用することが望まれる。

措置の内容

平成19年9月21日設置した議会制度等検討協議会において検討を重ね、政務調査費の透明性の確保を図るため、条例・規程等の所要の改正を行ない、平成20年4月1日以降に交付する政務調査費について、収支報告書に領収書等の写しの添付を義務づけることとしました。

また、政務調査費の使途基準に係る運用指針など執行の手引きについて、現在、同検討協議会で検討中です。

(平成20年5月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第18号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年5月15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内左京一丁目地内（第一工区）ほか7件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年5月20日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年5月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成20年5月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第37号

平成20年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成20年5月8日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 日時

平成20年5月13日(火)

午後3時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第4号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第5号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第6号 平成20年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第7号 奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱について

議案第8号 平成20年度奈良市立高等学校の教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱並びに任命について

4 その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

5月～6月

傍聴受付は、開催日の午後2時から午後2時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年5月8日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第10号

平成20年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年6月3日から平成20年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年5月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年5月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第11号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年6月3日から平成20年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年5月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年5月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成20年5月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年5月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 大 門 善之助

記

1 日時

平成20年5月14日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

- (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出
について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明
について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
について
 - (6) 農地法第20条第 6 項の規定による通知の受理につい
て
 - (7) 農地法第25条第 2 項の規定による通知の受理につい
て
 - (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっ
せん結果について
 - (9) 知事許可について (4 月許可分)
 - (10) 非農地証明について (4 月分)
- (平成20年 5 月 7 日 掲 示 済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。